Page	改正後	現行	備考	差異
新:1	ファームバンキング/ホームバンキング利	ファームバンキング/ホームバンキング利		
旧:1	用規定	用規定		
新:1				
旧:1				
新:1	足寄町農業協同組合	足寄町農業協同組合		
旧:1				
新:1				
旧:1				
新:1				
旧:1				
新:1	1 ファームバンキング/ホームバンキング	1 ファームバンキング/ホームバンキング		
旧:1				
新:1			「ファクシミ リ」削除	<u>削除</u>
旧:1		ファームバンキング/ホームバンキング(以下、「本サー	> 1 1141/41	
		ビス」といいます。)は、パソコン <u>やファクシミリ</u> など当組		
	器を使用して、本サービスの契約者(以下、「契約者」とい			
	います。)からの依頼に基づき、契約者の口座残高等の情報			
		<u>座入出金明細等の情報を通知するサービス、契約者の口座</u>		
	他当組合所定のサービスを本規定により行うものです。ま	残高等の情報を提供するサービス、振込・振替手続を行うサ		
	た、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定	ービス、その他当組合所定のサービスを本規定により行う		
	の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制	ものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保		

(2025/12)

Page	改正後	現行	備考	差異
	定の申込みを行い、かつ当組合が当該申込みを承諾した本 邦居住の方のみとします。	有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意 し、当組合制定の申込みを行い、かつ当組合が当該申込みを 承諾した本邦居住の方のみとします。		
新:1 旧:1	契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本 サービスを利用してください。	契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。		
新:1 旧:1				
新:2 旧:3		6 通知サービス		削除
旧:3				
旧:3		通知サービスとは、契約に基づき、契約者が当組合あて 利用申込書により届け出たサービス利用口座に対する振 込、取立て、自動引落および入出金明細をサービス利用者 の端末に自動通知するサービスをいいます。		削除
新:3				
旧:3				
新:3 旧:3	<b>6</b> 照会サービス	<b>7</b> 照会サービス		<u>変更</u>
新:3				

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:3				
新:3	7 振込・振替サービス	8 振込・振替サービス		変更
旧:3				
新:4				
旧:4				
新:4	8 取引内容の記録等	9 取引内容の記録等		<u>変更</u>
旧:4				
新:4				
旧:4				
新:4	9 サービス利用手数料等	<u>10</u> サービス利用手数料等		変更
旧:4				
新:4	(2) 本サービスによる振込に当たっては、「7 振込・振替サ	(2) 本サービスによる振込に当たっては、「 <u>8</u> 振込・振替サ	条ズレの修正	
旧:4	ービス」における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振	ービス」における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振		
	込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。	込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。		
新:5				
旧:5				
新:5	10 暗証番号、セキュリティ等	1 <u>1</u> 暗証番号、セキュリティ等		<u>変更</u>
旧:5				
新:5				

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:5				
新:5	11 解約等	12 解約等		<u>変更</u>
旧:5				
新:7				
旧:7				
新:7	12 移管	1 <mark>3</mark> 移管		<u>変更</u>
旧:7				
新:7				
旧:7				
新:7	13 免責事項	14 免責事項		変更
旧:7				
新:8	(3) 当組合が「4 本人確認」に従って本人確認を行ったう	(3) 当組合が「4 本人確認」に従って本人確認を行ったう	条ズレの修正	<u>変更</u>
旧:8	えで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、暗	えで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、暗		
	証番号等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の	証番号等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の		
	事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思	事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思		
	に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損	に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損		
	害については、当組合は責任を負いません。	害については、当組合は責任を負いません。		
	ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行わ	ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行わ		
	れた不正な振込等によるものである場合、個人の契約者は	れた不正な振込等によるものである場合、個人の契約者は		
	後記「14 本サービスの不正使用による振込等」による補て	後記「15 本サービスの不正使用による振込等」による補て		

Page	改正後	現行	備考	差異
	んの請求をすることができます。	んの請求をすることができます。		
新:8				
旧:8				
新:8	14 本サービスの不正使用による振込等	1 <u>5</u> 本サービスの不正使用による振込等		<u>変更</u>
旧:8				
新:10				
旧:10				
新:10	15 届出事項の変更等	1 <u>6</u> 届出事項の変更等		<u>変更</u>
旧:10				
新:10				
旧:10				
新:10	1 <u>6</u> サービスの休止	1 <mark>7</mark> サービスの休止		<u>変更</u>
旧:10				
新:10				
旧:10				
新:10	1 <u>7</u> サービスの廃止	1 <u>8</u> サービスの廃止		<u>変更</u>
旧:10				
新:10				
旧:10				

Page	改正後	現行	備考	差異
新:10	1 <u>8</u> 本規定の変更	1 <u>9</u> 本規定の変更		<u>変更</u>
旧:10				
新:10	(1) 当組合は、「1 <u>7</u> サービスの廃止」に基づく他、必要に	(1) 当組合は、「1 <mark>8</mark> サービスの廃止」に基づく他、必要に	条ズレの修正	<u>変更</u>
旧:10	応じて本規定の内容および利用方法(当組合の所定事項を	応じて本規定の内容および利用方法(当組合の所定事項を		
	含みます。)を変更することができるものとします。本規定	含みます。)を変更することができるものとします。本規定		
	は民法に定める定款約款に該当し、本規定の各条項は金融	は民法に定める定款約款に該当し、本規定の各条項は金融		
	情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認	情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認		
	められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づい	められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づい		
	て変更するものとします。	て変更するものとします。		
新:10				
旧:11				
新:10	<u>19</u> リスクの承諾	<u>20</u> リスクの承諾		<u>変更</u>
旧:11				
新:11				
旧:11				
新:11	20 関係規定の適用・準用	2 <mark>1</mark> 関係規定の適用・準用		<u>変更</u>
旧:11				
新:11				
旧:11				
新:11	2 <u>1</u> 契約期間	2 <mark>2</mark> 契約期間		<u>変更</u>

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:11				
新:11				
旧:11				
新:11	22 譲渡、質入れ等の禁止	23 譲渡、質入れ等の禁止		変更
旧:11				
新:11				
旧:11				
新:11	23 準拠法・合意管轄	2 <mark>4</mark> 準拠法·合意管轄		<u>変更</u>
旧:11				

附則 (2025 J 革特発第 1162 号)

(実施日)

この規定は、令和7年12月1日から実施する。